

主な指導事例

1 減額・買ったたき（第3条第1号）

概 要
A社は、穀物等の運送業務を委託している運送事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の運送代金について、消費税率引上げ分を上乗せすることなく据え置くこととしていた。

2 商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）

概 要
大規模小売事業者であるB社は、自社で販売する繊維製品の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の消費税率の引上げに関して、納入業者の負担によって、消費税率引上げ時の価格表示の変更に迅速に対応するための特別な値札（例：平成26年4月1日以後の価格を印刷した値札の上に、同年3月末までの価格を印刷したシールを貼り付け、同年4月1日以後は当該シールを剥がして販売することが可能となるもの）を貼付して納入するよう要請した。

3 本体価格での交渉拒否（第3条第3号）

概 要
大規模小売事業者であるC社は、自社で販売する家具の納入業者（特定供給事業者）との価格交渉に当たって、納入業者に対し、従来の本体価格（税抜価格）での交渉方法を改め、消費税込価格での交渉方法に変更した。
D社は、特定供給事業者と消費税込価格で価格交渉を行っているところ、平成26年4月1日以後に供給を受ける商品について、特定供給事業者から本体価格（税抜価格）による価格交渉を求められても、交渉に応じないこととしていた。